

各区青少年指導員要綱一覧

令和元年8月1日現在

区名	青少年指導員			青少年福祉委員		
	定数	年齢要件	業 務	定数	年齢要件	業 務
北	230名以内	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年問題の啓発に関する活動 (2) 青少年の指導及び相談に関する活動 (3) 地域における青少年健全育成に関する活動 (4) その他区長が定める事項	206名以内	満30歳以上 65歳未満 ただし該当しない者についても、地域の実情に応じて、選考することができる。	(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査 (3) 青少年活動団体との連絡会議 (4) その他区長が定める事項
都島	具体的 定数なし	原則 満18歳以上 50歳未満 ただし、上限 年齢については地 域の実情に応じて運 用することができる。	(1) 青少年問題に関する啓発に関するこ (2) 青少年の指導及び相談に関するこ (3) 地域における青少年の健全育成に関するこ (4) 青少年指導に関する研修会等開催	具体的 定数なし	満50歳以上 概ね65歳	(1) 青少年指導員活動への支援に関するこ (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活 動に関するこ (3) 地域における青少年の健全育成に関するこ (4) 青少年問題に関する研修等開催
福島	町会数を基本と し、地域の実情 に応じて、別に 定める。	満18歳以上 55歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年によるイベントの開催 (5) 地域における青少年の健全育成 (6) その他区長が必要と認める事項	町会数を基本と し、地域の実情 に応じて、別に 定める。	満30歳以上 65歳未満	(1) 指導ルームへの協力 (2) 有害環境の調査 (3) 青少年活動団体との連絡会議 (4) 地域における青少年の健全育成 (5) その他区長が必要と認める事項
此花	町会数以下	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年非行防止に関する啓発活動 (2) 青少年指導ルーム活動(青少年街頭指導・青少年に関する相談・危険箇所の把握等) (3) 青少年健全育成に関連するイベントへの協 力 (4) 青少年指導員の研修や会議等への参加 (5) 青少年指導員の担い手育成に関する活動	町会数以下	満50歳以上 70歳未満	(1) 青少年指導ルーム活動への協力 (2) 地域における有害環境の把握 (3) 青少年活動団体との共催活動 (4) その他、青少年指導員活動への支援
中央	264名	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年の非行防止・見守り活動 (2) 青少年の指導及び相談活動 (3) 青少年問題に関する啓発・情報発信活動 (4) 青少年の豊かな心を育むスポーツ・体験活 動 (5) 青少年の健全育成につながる地域コミュニ ティ醸成活動	264名	満50歳以上 65歳未満 ただし該当しない者 についても、地域に おける青少年活動の円 滑な推進を図るために運 用することができる。	(1) 青少年指導員活動への支援に関するこ (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活 動に関するこ (3) 地域における青少年の健全育成に関するこ (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体 等との協議の上、区長が定める事項
西	146名 ただし、区長が 必要と認める場 合は、定数を増 減する能够性 がある。	満18歳以上 50歳未満	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルーム (3) 青少年実態調査 (4) 青少年スポーツ大会 (5) 青少年指導者等研修会 (6) その他、青少年健全育成にかかる活動	132名 ただし、区長が 必要と認める場 合は、定数を増 減する能够性 がある。	満50歳以上 65歳未満 ただし、地域におけ る青少年活動の円 滑な推進を図るた め、弾力的に運用す ることが可能。	(1) 街頭啓発 (2) 指導ルームへの協力 (3) 社会環境実態調査 (4) 青少年指導者等研修会 (5) その他、青少年健全育成にかかる活動
港	1町会1名を基本 とし、地域の状 況を考慮して区 長が定める。	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年問題に関する啓発活動 (2) 青少年の指導及び相談に関する活動 (3) スポーツを通じた青少年の健全育成に関す る活動 (4) その他、青少年の健全育成にかかる関係団 体等との協議の上、区長が定める事項	1町会1名を基本 とし、地域の状 況を考慮して区 長が定める。	満30歳以上 65歳未満 ただし、地域におけ る青少年活動の円 滑な推進を図るため 弾力的に運用するこ とが可能。	(1) 青少年指導員活動への支援に関する活動 (2) 有害環境から青少年を守る社会環境浄化活 動に関する活動 (3) 地域における青少年の健全育成に関する活 動 (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体 等との協議の上、区長が定める事項
大正	124名 (1町会 1名を基本)	満18歳以上 50歳未満	(1) 青少年の実態やニーズなど青少年問題の把握 (2) 青少年問題に関する啓発活動、青少年の指導・相談、関係機関との連絡調整 (3) 青少年の健全育成のための人的・物的資源の活用 (4) 地域の青少年指導者・関係団体との連携、助言指導、地域活動の担い手となるユースリーダーの育成 (5) 青少年の多様な体験活動の推進 (6) 地域活動協議会など地域におけるコミュニティ団体との連携、地域活動への積極的な参加、青少年の参加促進 (7) その他青少年指導員の活動目的を達するために必要な業務	124名 (1町会 1名を基本)	満30歳以上 65歳未満 ただし、地域におけ る青少年活動の円 滑な推進を図るため 地域の実情に応じて増員 することができる。	(1) 青少年指導員活動への支援 (2) 社会環境浄化活動 (3) 青少年関係団体等との連絡調整、ネットワーク化 (4) その他青少年福祉委員の活動目的を達する ために必要な業務

区名	青少年指導員			青少年福祉委員		
	定数	年齢要件	業 務	定数	年齢要件	業 務
天王寺	120名	満18歳以上 50歳未満	(1)青少年問題に関する啓発活動及び研修会の実施 (2)指導ルーム活動(街頭指導、相談、危険箇所・問題少年の把握等) (3)青少年を対象としたイベント(文化・スポーツ大会等)の開催、参加及び協力 (4)地域活動の担い手となるユースリーダーの育成 (5)その他青少年の健全育成のために必要な活動	87名	原則、 満50歳以上 65歳未満	(1)青少年指導員活動への支援に関する活動 (2)地域における青少年の健全育成に関する活動 (3)社会環境浄化活動など、その他、青少年健全育成のために必要な活動
浪速	90名	満18歳以上 50歳未満	(1)青少年問題に関する啓発活動に関すること (2)青少年の指導及び相談に関すること (3)地域における青少年の健全育成に関すること (4)青少年を対象としたイベントの開催に関すること (5)地域活動の担い手となるユースリーダーの育成に関すること (6)子ども会をはじめその他青少年団体の支援に努める	90名	満50歳以上 65歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るために、弾力的に運用することができる。	(1)青少年指導員の行う指導ルームへの協力に関すること (2)社会環境浄化活動に関すること (3)青少年活動団体との連絡会議に関する事
西淀川	各町会1人を原則とする。 ただし、地域の状況に応じて考慮するものとする。	満18歳以上 50歳未満	(1)指導ルーム等の活動 (2)青少年の非行防止、健全育成に関する体育・文化活動 (3)青少年の非行防止、健全育成に関する研修活動 (4)区が実施する成人の日記念のつどい事業に関する活動 (5)その他、地域における青少年の健全育成に関することで区長が定める事項	各町会1人を原則とする。 ただし、地域の状況に応じて考慮するものとする。	原則、 満30歳以上 70歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るために必要と認める場合、この限りではない。	(1)青少年指導員活動への支援 (2)社会環境浄化活動 (3)地域における青少年の健全育成に関すること (4)その他、地域における青少年の健全育成に関することで区長が定める事項
淀川	1町会1名を基本とする。	満18歳以上 50歳未満	1.街頭啓発活動 2.指導ルーム活動 3.青少年実態調査 4.地域活動協議会などの団体等との連携 5.成人の日記念のつどい等、本区との協働による活動 6.その他、青少年健全育成に関することで、区長の認めるもの	1町会1名を基本とする	おおむね 満50歳以上 65歳未満	1.指導ルームへの協力 2.有害環境の調査 3.青少年指導員への側面支援 4.地域活動協議会などの団体との連携 5.成人の日記念のつどい等、本市との協働による活動
東淀川	各地域定数の合計	満18歳以上 50歳未満 ただし、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能	(1)街頭啓発(リーダー) (2)指導ルーム(リーダー) (3)地域における青少年の健全育成に関すること (4)東淀川区成人の日記念のつどいの企画運営の協力 (5)その他、区長が必要と認めるもの	各地域定数の合計	満50歳以上 65歳未満 ただし、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能	(1)青少年指導員活動の支援 (2)有害環境の調査 (3)地域における青少年の健全育成に関すること (4)東淀川区成人の日記念のつどいの企画運営の協力 (5)その他、区長が必要と認めるもの
東成	173名	満18歳以上 50歳未満	(1)指導ルーム (2)集団行動などの体験活動 (3)ユースリーダー・地域指導者育成事業 (4)その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事業	151名	満50歳以上 65歳未満 ただし、青少年活動の円滑な推進を図るために、地域の実情に応じて運用することができる。	(1)指導ルームへの協力 (2)青少年健全育成推進者の育成 (3)青少年指導員活動の側面的支援 (4)その他、青少年健全育成にかかる関係団体との協議の上、区長が定める事業
生野	260名	満18歳以上 50歳未満 ただし、新任の場合については48歳未満とすることが望ましい。	(1)青少年問題に関する啓発に関すること (2)青少年の指導及び相談に関すること (3)地域における青少年の健全育成に関すること (4)その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項	概ね町会数とする	満30歳以上 65歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るために、弾力的に運用することができる。	(1)青少年指導員活動への支援に関すること (2)有害環境から青少年を守る社会環境浄化活動に関すること (3)地域における青少年の健全育成に関すること (4)その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項
旭	概ね140名を基本とする	満18歳以上 50歳未満 ただし、区長が青少年の健全育成を図る上で特に必要と認めたときは、この限りではない。	(1)指導ルームなど非行防止啓発活動. (2)青少年に対する指導及び相談活動 (3)スポーツ大会など「生きる力」を育成する多様な体験活動の推進 (4)区民まつり、スポーツフェスティバル及び成人の日記念のつどいなど区事業への支援 (5)青少年の健全育成に関する知識の向上、青少年問題の実態把握等に関する活動 (6)各校下(概ね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。以下同じ。)での青少年の健全育成を目的とした事業 (7)各校下の祭り及び運動会など地域行事への協力 (8)区内地域活動団体との連携	概ね140名を基本とする	原則として 満50歳以上 65歳未満 ただし、区長が青少年の健全育成を図る上で特に必要と認めたときは、弾力的に運用することができる。	(1)青少年指導員への支援 (2)青少年のための健全な環境づくり (3)区民まつり及びスポーツフェスティバルなど区事業への支援 (4)区が主催する青少年健全育成事業への協力 (5)各校下での青色防犯パトロールなど安全・安心なまちづくりの推進 (6)各校下の祭り及び運動会など地域行事への協力 (7)区内地域活動団体との連携

区名	青少年指導員			青少年福祉委員		
	定数	年齢要件	業 務	定数	年齢要件	業 務
城東	町会数に加えて 校下2名	満18歳以上 50歳未満	(1)啓発活動 (2)指導ルーム (3)青少年実態調査 (4)青少年を対象としたイベントの開催 (5)ユースリーダー育成事業 (6)その他目的の達成に必要である事項 (区役所、校区等地域の青少年指導員協議会若しくは城東区青少年指導員協議会(以下、「区協議会」という)において協議のうえ調整)	町会数	満30歳以上 概ね65歳未満 ただし、地域における青少年活動への円滑な推進を図るために年齢要件「65歳未満」は弾力的に運用することができる。	(1)指導ルームへの協力 (2)有害環境の調査 (3)青少年活動団体との連絡会議 (4)青少年健全育成に関する啓発事業 (5)その他目的の達成に必要である事項 (区役所、校区等地域の青少年福祉委員協議会若しくは城東区青少年福祉委員協議会(以下、「区協議会」という)において協議のうえ調整)
鶴見	195名を 上限とする 1町会1名を基準 とし、地域の実 情に応じて1町 会より複数人の 選出を可能とす る。	満18歳以上 50歳未満	(1)街頭啓発 (2)指導ルーム (3)青少年実態調査 (4)青少年によるイベントの開催 (5)ユースリーダーの育成 (6)委嘱業務遂行に必要な研修 (7)他の団体との意見交換会 (8)その他、区長が依頼する行事等への支援	1町会1名を基準 とし、地域の実 情に応じて1町 会より複数人の 選出を可能とす る。	164名を 上限とする 満30歳以上 65歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るために、弾力的に運用することができる。	(1)指導ルームへの協力 (2)有害環境の調査 (3)青少年によるイベントの開催 (4)委嘱業務遂行に必要な研修 (5)青少年活動団体との連絡会議 (6)その他、区長が依頼する行事等への支援
阿倍野	概ね町会数とす る	満18歳以上 50歳未満	(1)街頭啓発 (2)指導ルーム (3)青少年による体験活動(別表) (4)ユースリーダー育成事業 (5)その他青少年の健全育成事業(別表)	概ね町会数とす る	満30歳以上 65歳未満 ただし地域における青少年活動の円滑な推進を図るために、弾力的に運用することができる。	(1)指導ルームへの協力のほか、青少年健全育成に取組む青少年指導員等への側面的支援 (2)有害環境の調査 (3)その他青少年の健全育成事業 (4)青少年問題をテーマとした講演会、学習会の開催
住之江	概ね町会数 (別途、改選要領 に規定)	満18歳以上 50歳未満 ただし地域における 青少年活動の円滑 な推進を図るために弾 力的に運用するこ とができる。 (別途改選要領に規 定)	(1)青少年の非行防止や安全・安心なまちづくり に向けた啓発活動 (2)青少年の指導・相談 (3)青少年の実態やニーズなどの把握、青少年 問題についての研修 (4)青少年関係団体の運営・活動についての助 言指導 (5)地域活動の担い手となるユースリーダーの育 成 (6)青少年の多様な体験活動の推進 (7)その他、区長が定める事項	概ね町会数 (別途、改選要領 に規定)	満30歳以上 65歳未満 ただし地域における 青少年活動の円滑 な推進を図るために弾 力的に運用するこ とができる。 (別途改選要領に規 定)	(1)青少年指導員活動への支援 (2)青少年を取り巻く環境の実態調査、青少年問 題についての研修 (3)青少年関係団体との連絡調整、情報発信 (4)青少年の健全育成に向けた市民活動団体の ネットワーク化 (5)その他、区長が定める事項
住吉	町会数を基本と し、実情に応じ区 選考会において 加減をおこない、 定める。	満18歳以上 50歳未満	(1)統一指導ルームの実施 (2)成人式の企画実施 (3)青少年問題にかわる啓発活動の実施 (4)区内青少年の健全育成にかかわる各種 事業の実施	町会数を基本と し、実情に応じ区 選考会において 加減をおこない、 定める。	満30歳以上 65歳未満を 原則とする。	(1)青少年指導員活動への側面的援助 (2)指導ルーム活動への協力と啓発 (3)有害環境を始めとした、社会環境の実態調 査と啓発
東住吉	210名	満18歳以上 50歳未満 ただし地域における 青少年活動の円滑 な推進を図るために、 弾力的に運用するこ とができる。	(1)非行防止等青少年問題に関する啓発・広報 活動 (2)指導ルーム活動 (3)青少年の生きる力を育成する多様な体験活 動 (4)成人の日記念のつどい事業にかかる活動 (5)青少年健全育成にかかる関係団体との連携 (6)青少年指導員の資質向上のための研修	210名	満50歳以上 65歳未満 ただし地域における 青少年活動の円滑 な推進を図るために、 弾力的に運用するこ とができる。	(1)東住吉区青少年指導員要綱第3条に規定す る業務の支援活動 (2)青少年を有害環境から守るための啓発及び 調査活動 (3)成人の日記念のつどい事業にかかる活動 (4)青少年健全育成にかかる関係団体との連携 (5)青少年福祉委員の資質向上のための研修
平野	254名	満18歳以上 50歳未満	(1)青少年問題に関する街頭啓発や研修会の 開催 (2)非行防止のための夜間等の巡回パトロール (指導ルーム活動) (3)青少年実態調査 (4)青少年関係団体の運営・活動についての助 言指導 (5)地域活動の担い手となるユースリーダーの 育成 (6)青少年の多様な体験行事の開催 (7)その他青少年の健全育成に関する活動	254名	満50歳以上 65歳未満 ただし、地域における 青少年活動の円滑 な推進を図るために、 校下選考会の 意見を受けて、地域 の実情に応じた弾 力的な運用を行うこ とができる。	(1)非行防止のための夜間巡回パトロールへの 協力、文化・スポーツ行事の開催支援 (2)青少年をとりまく社会環境の浄化活動 (3)青少年活動団体との連絡調整会議や研修 会の開催 (4)その他青少年の健全育成を促進する活動

区名	青少年指導員			青少年福祉委員		
	定数	年齢要件	業 務	定数	年齢要件	業 務
西成	1町会1名を基準とし、地域の状況に応じて考慮する。	満18歳以上 50歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るために、弾力的に運用することができる。	(1)街頭啓発 (2)指導ルーム (3)地域における青少年健全育成活動に関すること (4)その他区長が定める活動	1町会1名を基準とし、地域の状況に応じて考慮する。	満30歳以上 65歳未満 ただし、地域における青少年活動の円滑な推進を図るために、弾力的に運用することができる。	(1)指導ルームへの協力 (2)有害環境の調査 (3)青少年活動団体との連絡会議 (4)その他区長が定める活動